

2017年12月15日

告知

日本国際経済法学会年報執筆者各位

日本国際経済法学会理事長 清水章雄
同常務理事 編集主任 平覚

2017年8月末に「日本国際経済法学会年報電子データ化に関するお願い」と題する往復葉書を送らせて頂きました。その結果、ほとんどの執筆者の方からご同意の返信をお送り頂きました。ご趣旨にご賛同頂き、ご協力頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、一部の方々については、ご住所が不明として葉書が返送されてまいりました。また、他の一部の方々からは、いまだご返信を頂けておりません。すべての執筆者の方からのご同意を頂くためには、相当に時間を要することが予想され、それまでの間、電子データとして一般公開できないとすれば、学会の皆様にご不便をおかけするだけでなく、広く社会的にも不利益になることが懸念されます。

そこで、学会としては、一刻も早く年報の電子データの一般公開を実現するため、本Webサイトを通じて、本日すべての執筆者の皆様へ下記の通り告知することにいたしました。何卒ご賢察頂き、ご了解を賜りたく存じます。

なお、上記往復葉書の文面（一部省略）は、次の通りです。

「このたび日本国際経済法学会編集委員会では、出版社の同意を得て、学会年報のうち発刊後6年を経過したものを電子データ化することにより、学術アーカイブまたはウェブサイトなどへの掲載を通じて広く一般公開することを計画しております。つきましては、貴殿におかれましては、これまで返信用葉書に掲げる玉稿を年報に掲載させて頂いておりますが、著作者として電子化による一般公開にご同意を賜りたくお願い申し上げます。ご同意頂ける場合には、返信用葉書の所定の欄にご署名捺印の上学会編集主任の平覚宛お返事を頂けますと幸甚です。

電子化による一般公開により学会員の研究成果をより広く世に問うことが可能となり、学会のさらなる発展に資するものと確信しております。なにとぞご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。」

記

1. 本日（2017年12月15日）から2ヶ月間（2018年2月14日まで）のうちに、ご執筆の玉稿につき電子化による一般公開にご同意を頂けない場合には、その旨を学会編集主任までお知らせください。この期間に不同意の意思表示がない場合には、電子化による一般公開にご同意頂いたものとして扱わせて頂きます。
2. ただし、電子化による一般公開の実施後でも、学会編集主任宛てに不同意のご通知を頂ければ、その時点で、すみやかに玉稿の一般公開を停止いたします。

以上